

1. 自動運転における損害賠償責任について

- 急速に技術開発が進展している自動運転技術は、人間による運転と比べより安全で円滑な運転を可能とすることが期待され、将来的には、我が国で生じている道路交通に関する様々な課題を解決することが期待されている。
- 例えば、高齢化が進展する中、高齢者に関わる交通事故の削減や、人口が減少している地域等での移動手段不足や物流サービス等における運転手不足等の課題を解決することが期待できる。
- 事故時等における責任関係については、必ずしも世界的に統一された制度があるわけではなく、我が国においても自動運転システムによって生じた事故の責任の在り方について、国際的な動向を参考にしつつも、国内の既存の法制度の考え方を踏まえた検討が進んできている。
- こうした中、高度自動運転システムの導入初期である 2020 年から 2025 年までの「過渡期」における、自動車損害賠償保障法の損害賠償責任の在り方について、本年 3 月の国土交通省「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」において報告書を取りまとめている。その内容については、本年 4 月に決定された政府全体の自動運転に係る制度整備大綱にも盛り込まれている。
- 大きな論点の一つである賠償責任のあり方については、従来の運行供用者責任を維持することとされており、現状の自賠責保険の制度が引き続き維持されることとなる。自動運転でも、自動車所有者等に自動車運行についての支配権（運行支配）とそれによる利益（運行利益）を認めることができること、また、迅速な被害者救済のため、自動車所有者等に責任を負担させる現行制度の有効性が高いことから、このような結論に至ったものである。
- 他方、自賠責保険制度の健全性を維持する上では、保険会社等から自動車メーカー等に対する求償が益々重要となってくる。上記の制度整

備大綱においても、求償権行使の実効性確保のための仕組みについて検討することが求められている。

- また、任意自動車保険についても、各保険会社においては、産学共同研究等を通じ、自動運転環境下における課題等についての検討を積極的に進めていると承知している。既に、一部の保険会社では、自動運転中の対物賠償事故等に対応する特約の販売を開始しているなど、具体的な成果が形になり始めているところと理解している。
- 自動運転のような技術の進展や社会環境の変化に応じて、各保険会社が保険商品の研究・開発に取り組むことは重要であり、金融庁としても、将来的な自動車保険のあり方について、保険会社各社と積極的に議論を行っていきたい。

2. 自然災害リスク管理について

- 2017年度は米国を襲った複数の大型ハリケーンやメキシコの巨大地震、国内では集中豪雨の発生や大型台風の襲来により、世界的に見ても損害保険業界全体で巨額の保険金支払いが発生するなど、国内外で自然災害リスクが注目された年度であった。また、ほとんどの社において、2017年度の決算数値が公表され、全体としては黒字を確保しているものの、それらの自然災害によって、かなりの影響が出た社もあるものと承知している。
- このように国内外で自然災害リスクが注目される中、元受保険会社の自然災害リスクの適切な管理がますます重要になっており、また、リスク軽減を図る上で適切な再保険管理が求められているところである。各社においては、適切な保有・再保険政策の策定や出再先の選定、出再債権の管理をしてもらいたい。

(以上)